

石綿飛散防止対策が強化されました

1. 規制対象の拡大

新たに「石綿含有成形板等(レベル3建材)」が規制対象となりました。作業実施届出は不要ですが、除去等の際は作業基準を遵守する必要があります。



出典：目で見えるアスベスト建材（第2版 平成20年3月国土交通省）
建築物等の解体等に係る石綿ばく露及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月、厚生労働省、環境省）

- 切断や破碎等をせず、手ばらし等で原形のまま取り外す
- 手ばらし等が著しく困難な場合は、薬液等(水も可)で湿潤化

石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種

- 手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて養生が必要

石綿含有仕上塗材

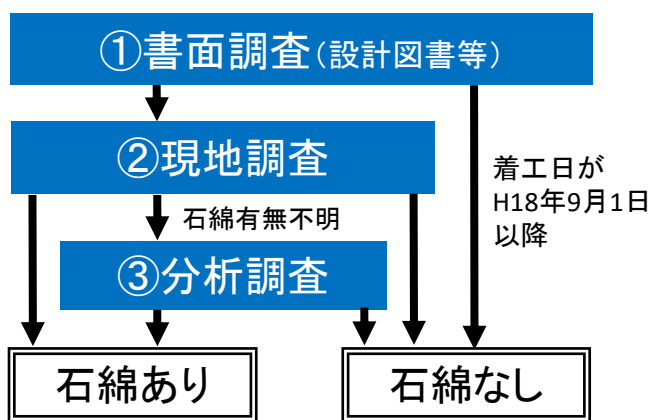
- 薬液等(水も可)で湿潤化、電動工具等を用いる場合は養生も必要

2. 事前調査方法の法定化

- 事前調査の方法が法定化されました(令和3年4月～)

○石綿の有無にかかわらず、事前調査結果の県への報告が必要となります(令和4年4月～)

○事前調査は知識を有する者による調査が必要となります(令和5年10月～)



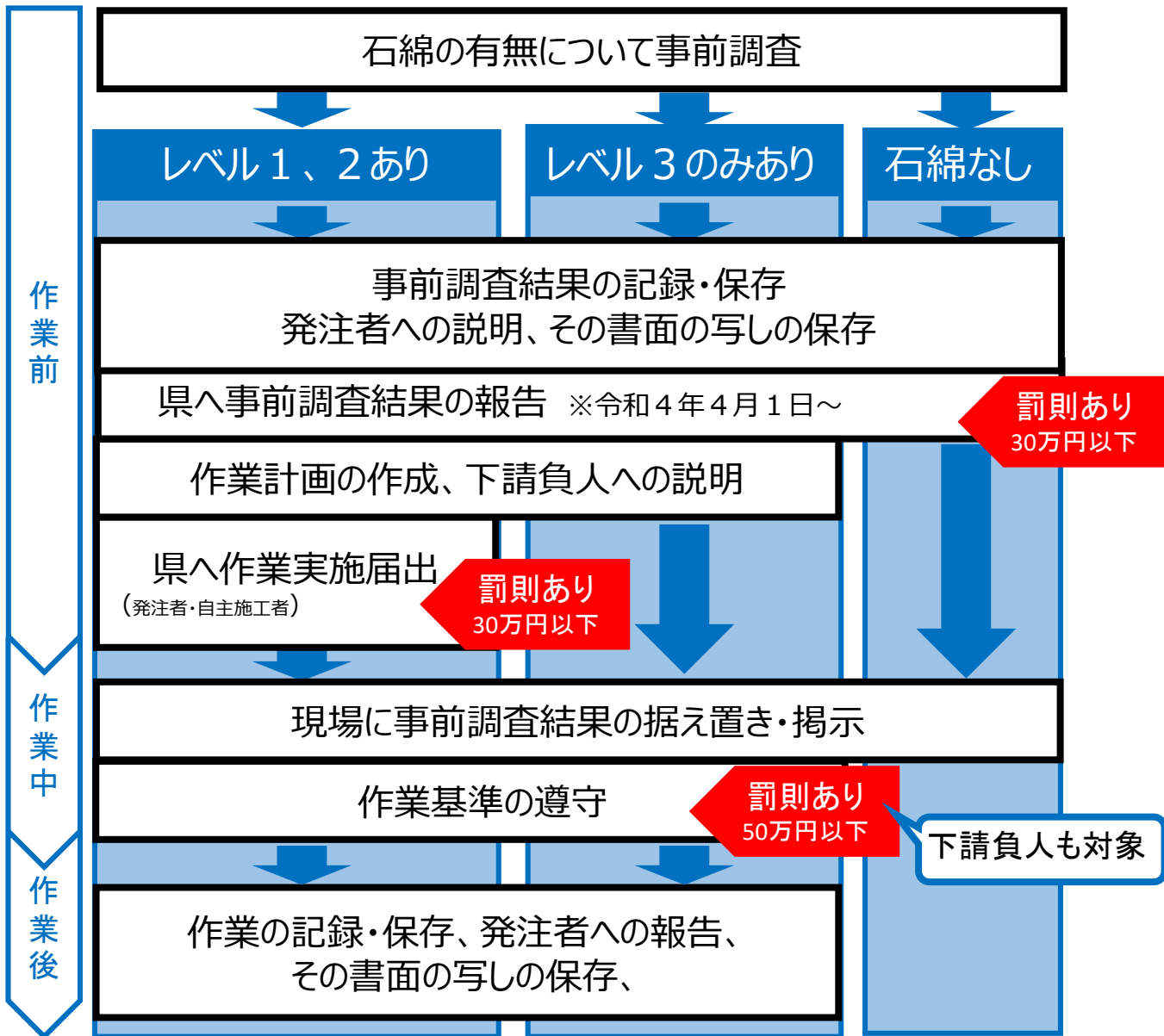
- 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<環境省> 改正大気汚染防止法について https://www.env.go.jp/air/post_48.html

<福岡県> ふくおかの大気環境(環境基準・測定局・測定結果・VOC・アスベスト・フロン)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>

解体・改造・補修工事の流れ



届出・問い合わせ先

解体等現場の所在地	窓口	電話番号	所在地	
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	092-513-5612	大野城市白木原 3-5-25	
古賀市、糟屋郡	宗像・遠賀保健福祉環境 事務所 環境指導課	0940-36-6322	宗像市東郷1-2-1	
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡				環境指導第一係
直方市、宮若市、鞍手郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所 環境指導課	0948-21-4812	飯塚市新立岩8-1	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡				環境指導第二係
田川市、田川郡				環境指導第三係
小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 環境課環境指導係	0942-30-1058	久留米市合川町1642-1	
柳川市、八女市、筑後市、大川市、 みやま市、三潁郡、八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課	0943-22-6964	八女市本村字深町25	
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 環境課環境指導係	0930-23-2380	行橋市中央1-2-1	
問い合わせのみ	環境部環境保全課 大気係	092-643-3360	福岡市博多区東公園7-7	

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市については、各市環境部局にお問い合わせください